

(仮称)三戸プロジェクト  
環境影響予測評価実施計画書に係る  
審議資料

令和5年12月21日

## 目 次

○検討事項一覧	.....	2
○審査経過等整理票	.....	4

# 検討事項一覧

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
0 事業内容		
0-1	自然環境と触れ合える環境について	5⑥
0-2	緑地の変化について	5⑥
0-3	実施計画書の土地利用計画図の配色について	5⑥
0-4	保全の意図の分かる図面について	5⑥
1 大気汚染		
2 水質汚濁		
3 土壌汚染		
3-1	土壌汚染の確認について	5⑥
4 騒音・低周波音		
4-1	人と自然との触れ合いの場を意識した騒音調査について	今回
5 振動		
6 地盤沈下		
7 悪臭		
8 廃棄物・発生土		
9 電波障害		
10 日照障害		
11 反射光		

# 検討事項一覧

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
12 気象		
13 水象		
13-1	水量の低下の影響について	5⑥
13-2	水象（河川）及び水象（地下水）の調査方法等について（再質問）	5⑥ 今回
13-3	地下水の調査について	5⑥
13-4	「環境の特性に基づき配慮しようとする内容」について	今回
14 地象		
15 植物・動物・生態系		
15-1	植物・水生生物の調査事項について	5⑥
15-2	両生類の調査時期について	5⑥
15-3	地域の自然環境の保全活動を行っている団体への聞き取り調査について	5⑥
15-4	植物の調査方法について	5⑥
15-5	動物（ほ乳類）の調査方法について（再質問）	5⑥ 今回
16 文化財		
17 景観		
18 レクリエーション資源		
19 温室効果ガス		
20 地域分断		
21 安全		
21-1	事業実施区域周辺における道路状況について	5⑥
21-2	飽和交通流率の調査について	5⑥

## 0. 事業内容

### 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p.87(1)土地利用計画における配慮の2ポチ目の記載の「緑地」とは、回復緑地のことで、樹林地相当のものと思われるが、この回復緑地における「地域の住民が自然環境と触れ合える環境」とは何か。具体的に示してほしい。 なお、p.87の「適正な緑地」の「適正な」は、「適正に」ではないか。</li> </ul> <p>検討事項(0-1) 自然環境と触れ合える環境について</p>	<p>R5⑤ 口頭</p> <p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回に回答をする。</li> <li>既存緑地、回復緑地を用い、地域の住民が自然環境と触れ合える環境を創出するというもの。 触れ合える環境の箇所を図により説明。</li> </ul>	<p>検討事項 (0-1)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p.87「環境の特性に基づき配慮しようとする内容」は、保全の思想を表すとても大事なもの。 ここでいう「自然との触れ合える環境」とは、もっと積極的な意図があると思っていたが、要は、ほぼ既に存している樹林地と接している散策路をそのまま活かす程度のことであると理解した。強く謳う意味があるものか。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書のp.100やp.104には、既存緑地、回復緑地の計画が示されているが、実施計画区域内における、緑地樹林地が現況でどこにどの程度あるのか。その内、一部改変されてしまう部分が、どこにどの程度あって、その中で、回復緑地が失われる部分のどれぐらいをカバーできているのか示してほしい。</li> </ul> <p>検討事項(0-2) 緑地の変化について</p>	<p>R5⑤ 口頭</p> <p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料を作成の上、次回に説明する。</li> <li>現況と事業実施後の緑地の面積を図、及び表で示し、失われる緑地の57%の面積を回復緑地でカバーすることを説明。</li> </ul>	<p>検討事項 (0-2)</p> <p>確認事項</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>切土と盛土を調節して、発生土の搬入や搬出は行わない説明であったが、実施計画書p. 93の造成計画（断面図）を見ると、グラウンドレベル（現況地盤線）と仕上り盤を比較すると盛土の箇所が多い等、不安定な計画と思われるが、どれくらいの確度を持った計画か教えてほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>土工事の土量バランスの検討にあたり、現在、現況の測量を行っている。現在の計画では、場内での切土、盛土の移動土量は約20万㎡で、現時点ではその範囲内と想定している。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>評価項目に選定した理由、選定しなかった理由の欄に、供用後に立地する建築計画は未確定なので対象にしていないという記載だが、この造成工事の後に続いていく建築計画があるのか否か、若しくは造成工事中に供用に向けた建築工事が始まるのか、そのスケジュールや計画の見通しについて、教えてほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点では、各ゾーンのそれぞれの建築計画が固まっていない状態だが、それぞれのイメージに沿って、事業を誘致している。基本的には、造成工事完了後に着手をしていく予定だが、早く決まれば造成計画にも着手したいと考えている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>造成工事と次の建築工事が並行して行うことになると、車両の騒音問題や、複合的な環境影響等も考えられるので、計画が分かり次第、予測評価書案の方に反映させる方向で考えてほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>承知した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p. 3等の土地利用計画図の生産緑地と公園の色が似ており、見分けがつきにくいいため、修正してほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応する。</li> </ul>	検討事項 (0-3)
<p><b>検討事項(0-3)</b> <b>実施計画書の土地利用計画図の配色について</b></p>	R5⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園と生産緑地の配色を修正した土地利用計画図を示し、予測評価書案において修正することを説明。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地については、実施計画書p. 89に記載されている地権者・公共移管用地9.25haに含まれるという理解でよいか。私有地として生産緑地は残るのか。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区内の地権者の生産緑地が残り、生産緑地は私有地として残る。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>私有地として残るのは、生産緑地のみか。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地ゾーンにも、一部の地権者の換地先として移転をしてもらう予定である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地は、地権者である農業者の私有地として残るゾーンということによいか。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>その通りである。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書で示している計画図については、地権者は了解済みということによいか。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終的な移転先は調整中だが、地権者には、図面を示して説明している。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地というものに対する考え方が、国土交通省の法律上も相当変わってきており、公共の価値が非常に高い場所であることを考えると、アセスの方でも、地権者にも十分にコミュニケーションをとり、事業実施区域内の生産緑地で生産されるものが流通する可能性もあるので、そういったものに対する環境影響のないように、十分に配慮してほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>承知した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査において、まだ野菜を作っている農地も点在している状況を確認した。人と自然との触れ合いの活動の中で、生業活動も重要な項目であるため、農業を続ける人々との合意形成やコミュニケーションを引き続き丁寧に行っていただきたい。その上で、環境影響評価の結果が出るのは後になるが、農業を続ける人々の意見は随時間いて、その意見や自然との触れ合い活動を反映させながら、事業計画を検討していただきたい。</li> <li>今後住むこととなる住民だけでなく、現在、事業実施区域において生業活動として農業を営む人の意見も十分に汲み取っていただきたい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然との触れ合いについては、公園計画やみどりとの触れ合い、散策だけでなく、プログラムとしてできないか、事業の中で検討していきたい。</li> <li>承知した。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施区域に隣接する小網代の森は、自然の質にとどまらず、市民の方々の財産として守られていることもあり、とりわけ気を配って保全を考慮する必要がある。 特に小網代の森に隣接する傾斜地は、集水域を単位に考える必要がある。今回の計画では、尾根線上は、既存緑地としてそのまま保存措置を講ずるものとし、緑の連続性の確保について考慮しているが、実施計画書の図では、着色上、等高線が消えており、正確に区域を把握できない。 等高線が分かる図面をもって、事業実施区域内の土地の利用のパターンや具体的にはどこを保全していくか、計画の意図が分かるようにしてほしい。 加えて、尾根線の上をばつんと切ってそこから小網代側を守ればよいということではなく、尾根線よりも内側で宅地開発するようなゾーニングとしてほしい。 恐らく、尾根線上に太い木が立っていて、それが緑陰を提供するようなかたちで、小網代の森を保全するものとなっているのを想像する。</li> <li>図面については承知した。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の図面は、現況図もあり、作成して次回には提出する。</li> </ul>	検討事項 (0-4)

<p>検討事項(0-4) 保全の意図の分かる図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細なコンタの図面を付けていただき、だいぶ現場のスケール感が分かるようになった。 ただし、図面には必須の情報、コンタのピッチと縮尺が示されていないため、次回、このような図面を出すときには添えていただきたい。 図面(p.17、p.19)から、斜面の途中から、蟹田沢流域側をフラットに切土し、現行の尾根線が黒い点線からピンクのラインに変更となると想像するが、この理解で合っているか。</li> </ul>	<p>R5⑥ R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施区域と小網代の森との位置関係の図は、図4(1)、(2)のとおり。 東側は、現状、尾根部分が道路となっており、実施区域境界から内側に幅20m以上の緑地帯を整備する計画。 西側は、実施区域の内側に尾根があり、ここにおいても実施区域境界から内側に向けて幅20m以上の緑地帯を整備する計画であることを説明。</li> <li>変更により、図面上の黒い点線から、ピンクのラインに尾根線が変更するというので、合っている。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内の土砂の搬入及び搬出は本当にない計画か。</li> </ul>	<p>R5⑤ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の搬出はない計画となっている。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画地の一部が土砂災害特別警戒区域にも指定されているが、そのことは工事計画に何らかの形で反映されているか。</li> </ul>	<p>R5⑤ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この区画整理事業の中で解決して、土砂災害特別警戒区域を外すような計画にしようと思っている。</li> </ul>	<p>確認事項</p>

## 2. 水質汚濁

### 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用後の住宅から生活排水がかなり出てくると思われ、それについては実施計画書には浄化槽にて適切に処理した上で放流するとの記載はあるものの、放流先は、現状、未確定で、現在の水質と比べるとBODの負荷がかなり大きくなることが懸念される。そのため、供用前の放流先の水質も測り、供用後も放流先の下流が適切な環境に保たれるように、できるだけ努力をしてほしい。</li> <li>・ 供用前の放流先の水質は、濁度だけでなく、BODなど他の項目についても測られるということによいか。</li> <li>・ 承知した。</li> </ul>	<p>R5⑤ 口頭</p> <p>R5⑤ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状の水質の状況を確認したうえで、将来的にどのようなことになるのかということも、予測評価書案の中で明らかにしていきたいと考えている。</li> <li>・ 測定している。</li> </ul>	<p>確認事項</p>

### 3. 土壌汚染

#### 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施区域は大半は発生土処分場が占めているが、土壌汚染を評価項目に選定していない。選定しない理由として、受け入れた発生土は受入れ基準に適合していることを確認しているからとしているが、この確認は誰がどのようにしているのか、説明してほしい。</li> <li>承知した。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生土処分場の土砂の受け入れに当たり、各現場から搬入申請時に、地質の分析調査の証明を出すように義務づけている。併せて現場での確認を施工業者にさせて、間違いなくそこから出ていることも確認している。各現場に割り当てたETCのようなカードを使わないと現場には入れないような管理をしており、土壌汚染の検査をした土以外は、今入っていないようにしている。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p. 7の発生土処分場の範囲と、p. 92の造成計画（平面図）を見比べると、発生土処分場の範囲ではない箇所、切土を行う箇所がある。その箇所の埋設物を把握していない状況での切土等の行為は、有害な物質を発生させる可能性はある。特に事業地の南側は、処分場の範囲ではなく、大きな範囲で切土を行うので、調査が必要と思うので、説明してほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>南側については、もともと手を入れてない箇所なので、その箇所の土壌汚染調査をする考えはない。基本的に、現状が山と畑の箇所になるが、それでも土壌汚染に対する対策は必要という考えか。</li> </ul>	検討事項 (3-1)
<ul style="list-style-type: none"> <li>切土をした土は、他の場所に盛るため、表面に露出する。それに対して、何も調査しないで、現状が畑だったから調査不要とは言えない。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生土処分場では、先ほど説明したように受入基準により管理を行ったことから汚染土壌が発生する恐れはないと考える。 その他の地域では、土壌汚染対策法の一定規模以上の形質の変更に該当することから、法に定める手続きを行い、汚染土壌が確認された場合には、適切な拡散防止策を実施するため、汚染土壌が周辺に拡散することはないと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に調査する必要はないが、有害物質が出てきたら対応するという考えになるか。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後は土壌汚染対策法に基づいた対策を行っていく。2018年、2019年に計画地の中で、数点の土壌サンプルを採り、汚染土壌の有無を確認しているが、その結果では汚染土壌は確認されていない。その確認地点の中には、発生土処分場以外の部分も含まれている。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>今の説明では確認した地点等が分からないので、汚染土壌がないことが分かるような形で説明してほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>承知した。</li> </ul>	

<p>検討事項(3-1)          土壌汚染の確認について</p>	<p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施区域の土壌による周辺地域への影響について、土壌調査(令和元年)の図や表により説明。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>土壌汚染対策法に基づく調査は、主に地歴調査で終わるかたちをとると思う。調査することは前提としているものの、土を動かすため、注意してもらいたい。例えば、不法投棄や異物の混入、畑地に何か埋められているといった事例もある。すべての土を調査することは難しいと思うので、異物の混入などを工事中に目視でしっかり確認して、新たな汚染原因者とならないように、十分注意してほしい。</li> <li>六価クロムについては水質の環境基準が厳しくなり、土壌汚染対策法の基準も見直しが検討されている。こういったことを踏まえ、これまでの調査結果から、近い将来も基準強化された場合も大丈夫という視点で確認し、汚染を広めないように、十分注意してほしい。</li> </ul>	<p>R5⑤          口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在行っている発生土処分場事業においては、不法投棄を発見した際は、すべて産廃として処理しており、今回の区画整理事業の造成中に不法投棄等が見つかった場合も同様に対応する。              土壌汚染の調査は土壌汚染対策法に基づき地歴調査等を行うが、工事中に明らかに色の違う土などが出てきた場合には、必要な対応をとれるよう、現場の施工業者に徹底したい。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査において、事業実施区域で不法投棄が確認され、中には一斗缶もあった。仮に中身が漏れると土壌汚染につながる恐れがあるため、不法投棄を発見した場合にはできるだけ速やかに取り除くとともに、不法投棄をされないように監視も続けてほしい。場合によっては、土壌汚染対策法の対応の際に、土壌調査をせざるを得なくなる可能性がある。</li> <li>よろしくをお願いします。</li> </ul>	<p>R5⑥          口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状も不法投棄を発見した場合は片付けている。今後も不法投棄を発見した場合には適正に処分をしていきたいと思っている。</li> </ul>	<p>確認事項</p>

## 4. 騒音・低周波音

### 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活用する先行調査とは、COVID-19の前/中/後の間のどの時期か。交通量等は前で予想すべきだと考える。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行調査については2018年から2019年に実施しているので、コロナ前ということになる。</li> </ul>	確認事項
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音予測式について、工事用車両（資材搬入&amp;作業員のみ）はASJ RTN Model 2018からASJ RTN Model 2023に新しくなり、来年3月に公開される。造成工事/建設工事の稼働機械は、ASJ CN Model 2007から変更なしである。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測モデルに係る情報提供に感謝する。最新のモデルを用いて、今後予測評価を実施していきたいと考えている。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>人と自然との触れ合い(レクリエーション資源)については、間接的には静けさ、騒音の影響も評価すべきと技術指針にある。資料1-2p.2の図で赤破線で示した場所を人と自然との触れ合いの場として設定したいと考えているようであるが、そういった場所への影響を評価するために騒音の調査地点を設けているのか教えてほしい。</li> <li>事業の実施に伴い開発が進めば、当然交通量が増えると思われる、その影響は人と自然との触れ合いの場として創生される空間にも及ぶ可能性があると考えられる。また、南側の敷地境界に面する場所は、現在も道路があり、現在も自然と触れ合える場所が改変されようとしていると認識している。このような場所について十分な静けさや自然と触れ合える場の雰囲気を出せるような計画となるように、騒音の調査をしていただきたい。</li> <li>騒音、振動については一般環境の基準を満たしているかやどれくらい変化するかに注意するだけでなく、広大な敷地の変化に伴い大きく環境が変わることを踏まえ、人触れの場の創生する部分への活用を考え、必要に応じて騒音の調査地点が計画している3地点で十分なのか確認していただきたい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭  R5⑥ 口頭  R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-2のp.2の赤破線で示した場所について調査はしていないが、騒音の調査地点は、住宅の張り付いている近隣の3箇所、実施区域の北側、東側、南側にとっている。その調査の際に現地の状況も確認しており、その場所の音もとらえていると考えている。</li> <li>人触れについては、実施計画書のp.150に示したように、南側の小網代の森と北側の散策コースと考えている。これらの施設において騒音の調査は実施しないが、事業実施区域内の南側のc地点、北側のb地点で環境騒音を測定しており、この測定結果が人触れに対する影響を考えるための参考になるものとする。</li> <li>御指摘、感謝する。</li> </ul>	検討事項 (4-1)

<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境騒音の調査地点を、a、b、cの3地点としているが、この3地点に絞った根拠を説明してほしい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の調査地点は、住宅の張り付いている近隣の3箇所、実施区域の北側、東側、南側にとっている。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>選定した3地点以外の場所にも住宅が集中している場所があるが、なぜ3地点に絞って選定したのか教えてほしい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境騒音の調査地点は、住居の張り付き状況を踏まえ、3地点選定している。東側のa地点は国道134号に近く、そこがかなり交通量があるため、少し騒音の大きな環境の場所と考えられる。北側のb地点、南側のc地点は近隣の住居もあり、人触れへの影響を考慮の参考になることを踏まえて選定している。西側については、農地造成された広い農地があり、住居はさらに西側に点在しているため、その住居には大きな影響が及ばないと考え、地点を選定していない。</li> </ul>	

## 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p. 87(1) 3 ポチ目の記載では、蟹田沢ビオトープと小網代の森との連続性について触れているが、特に流域（集水域）に即した生態系の連続性を踏まえると、単に事業地西部の樹林地保全のみでは不十分で、より下流側に位置する河川生態系や湿地生態系への水量（地下水も含む）低下の影響も考えることが必要である。</li> <li>特に特別保全区域に接していることを鑑みると、土地利用計画において地形改変による集水域面積の減少の最小化、及び少なくとも集水域面積が減少した分については、供用後の水文学的な地下水涵養の措置が本来(1)に明記されるべき事項と考える。</li> <li>この南西側・南側の集水域への表面水や地下水の量の低下に関しては、調査、予測・評価において、十分な注意が必要である。</li> <li>補足になるが、実施区域の南西側の住宅・居住ゾーンの造成の際、この小網代側の正面谷戸と呼ばれる部分が一部、削られて流域界が少し移動するようであるが、恐らく、ここに降った雨は恐らく下水に流れ、小網代の森の谷戸には流れないとする計画であると想像はするが、そうした整理は的確に行う必要があると考える。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回に回答をする。</li> </ul>	検討事項 (13-1)
<p>検討事項(13-1) 水量の低下の影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地形改変が県の特別保全区域に及ぶというのがわかっていて、「水の流れ」の視点が実施計画書p.87「環境の特性に基づき配慮しようとする内容」に書かれていないのは大きな問題ではないか。</li> </ul>	R5⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>小網代の森流域は、約0.68haの減少、蟹田沢流域は約0.34haの減少。大規模な集水域の改変、地下水の汲み上げは行わないため、水量低下の著しい低下は想定していないが、今後、予測評価を行う中で、環境保全措置を検討。</li> <li>実施区域南西側や南側の集水面積の減少に伴う表面水、地下水量への影響についても、同様と説明。</li> </ul>	検討事項 (13-4)

<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p.130からp.134 (6) 水象 (河川) 及び (7) 水象 (地下水) の調査方法などについて。        湿性植物群落及び水生生物への影響を予測・評価する上で不可欠の情報を得るため、地形改変を受ける集水域の下流側 (蟹田沢及び浦の川の右支川の谷) での水量低下の影響 (場合によると浦の川の右岸側全体) を調べる調査は、丁寧に行って頂きたい。</li> </ul>	<p>R5⑤ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回に回答をする。</li> </ul>	<p>検討事項 (13-2)</p>
<p>検討事項 (13-2) 水象 (河川) 及び水象 (地下水) の調査方法等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小網代の森流域の0.6ha減部分については、小さい集水域単位では、斜面樹林の4分の1から5分の1程度が失われ、かなり大規模な影響があるだろうと誰が見てもすぐにわかるはずであるが、今のところ、地下水や表流水の現地調査をやらないとしている。        必要に応じて予測評価を行うというが、データをとらなければ、予測評価できないと思うのが私の印象である。        なぜ、やらなくていいとするのか疑問がある。</li> </ul>	<p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な集水域の改変、地下水の汲み上げは行わないことから、河川や地下水への著しい影響は想定していないが、比較的狭い集水域で、上流部に実施区域がある蟹田沢流域は、水量変化による湿性植物群落や水生生物への影響を把握できる調査地点を設定している。        一方、小網代の森側の改変は、全体の集水域全体に対してごく一部であるため、流量を把握することを想定していない。        事業における河川流量、地下水量への影響、湿生植物群落、水生生物への影響は予測評価を行い、事後調査による確認も含めて検討すると説明。</li> </ul>	<p>検討事項 (13-2) 再質問</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>現地視察の際、地形を削ってフラットしても、技術的には、元の集水域に流すこともできると聞いたが、こうしたものも含め、水の流れは、実施計画書p87「環境の特性に基づき配慮しようとする内容」に触れておくべき。        生活水はまずいが、雨水だけは元の流域に流すことを検討してほしい。        表面的に緑が繋がっているから問題ないとするのはない。</li> </ul>	<p>R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘のとおり、流量は、造成によって配慮ができると思いますので、これから検討する。</li> </ul>	<p>確認事項</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の調査に際しては、先行調査の既存の井戸における観測結果を用いて評価することが想定される。その調査場所は事業実施区域の水が集まる谷間が選定された箇所と思われる。その井戸の深さは、谷間等の対象となる帯水層（沖積層）だと思いが、その井戸の深さと対象としている帯水層について、教えてほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回、回答する。</li> </ul>	検討事項 (13-3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>その質問に関連して、観測井戸の場所は、盛土する部分であり、その場所を盛土するのであれば、その井戸は使えなくなると思うので、実施中あるいは事後の調査に際しては、ほぼ同じ位置に同様の深さの観測井戸を設置するのか否かも、併せて教えてほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回、回答する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の対象区域の南西側流域の蟹田沢に向かう谷については、地下水等に関する評価が必要と思うので、考え方を教えてほしい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>南西側の地下水等に関する評価については、蟹田沢ビオトープに対する供給水の影響という観点からも、予測評価書案の中で検討を考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>分かった。</li> </ul> <p>検討事項(13-3) 地下水の調査について</p>	R5⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>先行調査の観測に使用した観測井戸の深さや対象としている帯水層について、ボーリング柱状図により説明。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>観測井は、被圧地下水を対象に観測していると推察する。事業に伴い地形を改変する中で、谷間の下の基盤岩地の地下水ではなく、台地上の地下水も把握する必要がある。特に対象区域の北東側に台地面が広範囲に広がり、そこから続く尾根が今回の事業区域にも入っているため、尾根部における不圧地下水が在る場合の事業者側の考えを示してほしい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>天水に影響を受ける地下水に関しては、地表面の流域の区分の変化を検討したいと考える。また、必要に応じて追加の検討も考えたい。今の段階では、先ほどの流域の変化の場所を基に、状況を把握したい。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-2p.23の、「事業により影響を受けない新たな箇所での地下水観測井戸の設置に向けた検討を行ってまいります。」という記述については、前の質問と同様に、観測井戸を設ける場所により対象となる地下水が変わるので、具体的な候補地等があれば示してほしい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後調査に関しては、地下水を大量に汲み上げる事業ではないので、事後の監視が必要か否かを、今後検討したいと思う。また、その時に調査する地下水が、被圧地下水か、不圧地下水か、事業影響も踏まえて検討したいと考える。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>分かりました。是非そのような形で進めてください。</li> </ul>			

## 15. 植物・動物・生態系

### 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p. 138 (9) 植物・動物・水生生物・生態系について。 アの植物の調査事項のgでは、「土地改変」及び「…供用により植物の生育に影響を及ぼす汚染物質等の発生状況」の2点が謳われているが、「周囲の湿性植物群落の生育立地条件に影響を及ぼす河川流量・地下水量の減少状況」等も調査事項に含めて頂きたい。また、これを踏まえた予測・評価をお願いしたい。 P141のウの水生生物も同様。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回に回答をする。</li> </ul>	検討事項 (15-1)
<p>検討事項(15-1) 植物・水生生物の調査事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水文学、生物の調査、湿生植物、湿生生物の調査に係る質問は、実施計画書p.87の「環境の特性に基づき配慮しようとする内容」に関係しているため、そこをきちんと押さえて行えば、十分クリアできる。</li> </ul>	R5⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な集水域の改変、地下水の汲み上げは行わないことから、河川流量や地下水への著しい影響は想定していないが、予測評価を行う中で、環境保全対策を検討していく。 また、御指摘を踏まえ、湿生植物群落の育成立地基盤である流量や地下水量への影響については、予測評価書案において検討していくと説明。</li> </ul>	確認事項
<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書p. 140に記載の動物の調査について。 両生類の調査では早春期産卵性の種の繁殖状況の確認をお願いしたい。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回に回答をする。</li> </ul>	検討事項 (15-2)
<p>検討事項(15-2) 両生類の調査時期について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査の実施、ありがとうございます。</li> </ul>	R5⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>早春季の調査を実施し、早春季産卵性の種の繁殖状況の確認を行うとの説明。</li> </ul>	確認事項

<p>※審査会前のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 植物・動物・水生生物・生態系全般について。 特に隣接保全緑地で自然環境の保全活動を行っている団体は、この事業による活動緑地への影響を強く懸念することが想定される。 アセスの調査は対象地の自然環境の概要を把握するのが目的で、回数 の制約上、希少種や希少なハビタットについては必ずしも高い精度の調査とはいかない側面もあるため、普段高い頻度で活動しており、地域の自然環境に詳しい団体のメンバーに、影響が懸念され配慮すべき種やハビタットについての聞き取り調査を行ってほしい。</li> </ul>	<p>R5⑤ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回に回答をする。</li> </ul>	<p>検討事項 (15-3)</p>
<p>検討事項(15-3) 地域の自然環境の保全活動を行っている団体への聞き取り調査について</p>	<p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「三浦市三戸地区発生土処分場建設事業」で設立した「自然環境保全対策に係る専門委員会」において、影響が懸念され配慮すべき種やハビタット等についての指導を受ける予定であると説明。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>蟹田沢に対してはいいが、資料1-2 p.27に記載の対策委員会には、小網代の森で活躍しているメンバーは委員に入っているか。入っていない場合はその理由を教えてください。</li> </ul>	<p>R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入っていないが、小網代の森で活動されている先生には、当事業について情報提供済である。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリングをしなくてよいとする理由はあるか。</li> </ul>	<p>R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状、小網代の森の保全活動を行っている公益財団法人かながわトラストみどり財団に、蟹田沢の維持管理を委託しているため、そこから情報共有できると考えているが、それでは不十分であるか。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>小網代の森には調整連絡会議があり、いくつかのグループが入っているが、どうして直接聞かないか。 特に配慮すべき種、ハビタットについてのヒアリングは問合せをしないか。</li> <li>よろしく申し上げます。</li> </ul>	<p>R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘のとおり相談する。 必要に応じてお話ししておりますので、継続して行う。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>今回、評価項目に生物・生態系を選定し、調査範囲は小網代の森を含んでいる。調査により、小網代の森の生物相、生態系についても、同時に押さえることができる。これによって小網代の森の生物相、生態系の広がり、境界部分のセンシティブな部分を把握し、小網代側に影響を及ぼさないという観点を持ちつつ、調査・予測し、それを計画に反映してほしい。</li> <li>現在のやりとりは、これからどのように調査をするかを計画することも含まれているため、例えば、調査ルート、それから社会学的な調査をする時の枠の設定の仕方なども考慮してほしい。</li> </ul>	<p>R5⑤ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、小網代の森と隣接するところは、基本的には実施区域、その周囲も含めて、現状の状況を把握している。 なお、計画では実施計画書p. 3の土地利用計画に示しているとおおり、実施区域の周囲の内側に、既存緑地を残した上で、土地利用計画をしている。 予測評価においては、この既存緑地も含め、小網代の森に対してどのような影響があるか検討し、予測評価書案の中で整理させていただきたい。</li> </ul>	<p>検討事項 (15-4)</p>
<p>検討事項(15-4) 植物の調査方法について</p>	<p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物相については、実施区域とその周囲500mの範囲を対象に、目視観察により種名等を記録。貴重種を確認した際は、確認地点と生育状況等を記載。調査時期は、年4回。 小網代の森側は、浦の川の右岸側を中心に、実施計画書p.72の植生図について確認。 植生調査の範囲は植物相と同様、既存植生と群落構造を確認する。調査時期は年4回行うと説明。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>植物の調査方法に対する回答も、一般論のお答えしかなかったが、私の質問の趣旨は、尾根線が大規模に変わることを踏まえて、その影響について調査等していただきたいということであった。 改変の割合は、小網代の森の集水域全体に対しては小さいかもしれないけれど、局所的には大きな影響があるのは間違いない。 影響を考えるべき側面として、例えば、重要な湿地の分布、尾根線変更による光の入り具合の変化、地形上の位置ゆえの植生、シンボルツリーになるようなものが事業により伐採されることになるかなど。 こうしたことを想像して調査計画を立てていただきたい。 その調査結果ゆえに、尾根線の変更を避けるとするか、計画を変更しなくても大丈夫とするか。いずれにしても、確信がもてるようにするためには、そのための調査・検討が必要。</li> <li>必要なら保全措置をよろしく願います。</li> </ul>	<p>R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流域の変更は要所との御指摘に感謝する。小網代の森の変更される流域に関する貴重種の分布状況、湿地の状況、植生の分布状況をしっかり確認した上で、その影響の程度について、予測・評価をしていきたい。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>小網代の森側に大きな影響を及ぼす可能性があるのは、大きくいうと2点。改変による直接的な影響と、間接的な影響。例えば、光の入り具合の変化によるもの、上流部での変化、水量の変化による湿地の植生に対する影響も考慮が必要。具体的にどのような重要なものがあるか、事業により影響が懸念されるものがあるか、現地の生物相を熟知していないと予測は難しいため、既存の委員会にお願いするのは、合理的なアイデアかと思う。よく伺い、調査計画、保全計画を立てていただきたい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>しっかりと専門家の先生に助言をいただきながら、今後、予測・評価を進めていきたい。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>今は計画書の段階であり、この土地利用計画はその調査結果によって、動かし得るものだという認識でよいか。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>はい。調査の結果に応じ、影響があるようであれば検討していきたい。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>先行調査等でニホンイタチの生息の可能性についての記載があり、こういう肉食性のほ乳類の場合、この対象区域のみならず、小網代の森、隣接する畑地と、様々な用地で暮らしていることが想定される。よって、この動物調査範囲は、少々狭いと考え。できれば植物や水生生物と同じぐらいの広がりで考えるのがよいと思うがいかがか。</li> <li>動物調査の範囲を変更したくないという意味になりますか。鳥類はもちろん広い範囲で調査することが必要ですが、ほ乳類ももう少し広い範囲にできないか。調査の手法も踏査等が中心のようであるため、それほど手間が大きくなる話ではないが。</li> </ul>	R5⑤ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物調査の範囲は、植物よりも狭いが、行動範囲の広い鳥類を周辺500m程度まで、広くみている。動物調査そのものも小網代の森の部分も把握できるような形で、踏査ルートを選定しているため、周辺の環境を踏まえた調査ができているものとする。</li> <li>調査範囲については、検討して後日回答する。</li> </ul>	検討事項 (15-5)
<p>検討事項(15-5) 動物(ほ乳類)の調査方法について</p> <p>※審査会後のメール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的に、500mの範囲とは、どの範囲で調査を行うことにしたのか、地図上で示した資料があったら教えてほしい。</li> </ul>	R5⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほ乳類については、実施区域南側の蟹田沢や小網代の森、北側に隣接する畑地等を含めた最大500m範囲で調査を実施すると説明。</li> </ul>	検討事項 (15-5) 再質問

## 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画書p.146、眺望地点を選定している調査範囲の項目において、滞留度の高い場所として6地点を選定しているが、景観を評価する時に、供用後についての土地利用、想定される高さボリュームを想定しながら、評価していくのか。また、「必要に応じて周辺住民への聞き取り調査を行う」としているが、具体的にはどのような聞き取りを行う予定か。</li> <li>・ 評価の際、供用後の高さのボリューム等については、計画がないことが前提になるか。</li> <li>・ 分かった。</li> <li>・ コメントであるが、今回の資料には、視点場から当該敷地までの広い範囲での地形断面図はないが、あれば視点場からの見え方もより把握できると思うので、作成することを検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R5⑤ 口頭</li> <li>R5⑤ 口頭</li> <li>R5⑤ 口頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視点場となる眺望地点の利用状況などを聞き取り、どのような利用がなされているのか明らかにする予定。</li> <li>・ 今回の事業は土地区画整理事業であり、ファサード等の細かい設定は難しいものの、供用後の建物計画はある程度想定できる。予想される建物のボリュームをできるだけ将来的な予測評価をフォトモンタージュに反映したいと考えている。</li> <li>・ 御指摘を踏まえて、今後の検討に生かしたい。</li> </ul>	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視察にて、バス停のところにある景観の調査地点を確認したが、高低差がかなりあるのを再認識した。 景観の調査地点と当該敷地との関係性がわかる断面図等はこれから作成する予定はあるか。 本日確認した調査地点以外の様子も説明できるようであれば、教えてほしい。</li> </ul>	R5⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス停の付近、南側にある調査地点においても、高低差を挟むようになっているため、本日確認した調査地点以外についても、予測評価書案作成時にこういった高低差があるか整理した上で、しっかり検討し提示したい。</li> </ul>	確認事項

## 審査経過等整理票

【(仮称)三戸プロジェクト環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第7回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施計画書に、交通の発生に関する、或いはその発生に繋がるような情報の記載がない。          工事中の工事地域からどういった交通の発生が予測されて、どれぐらいの量になるのか。          供用後、どういった交通の発生が見込まれるのぐらいの量になるのか。発生交通量の設定をしないと、その後の影響の予測等ができないので、その状況を教えてほしい。</li> <li>・ 供用後の評価も、ある程度、今後の土地利用を想定しながら、交通の発生について設定する考えでよいか。</li> <li>・ 承知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R5⑤ 口頭</li> <li>R5⑤ 口頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定している主な工事は、造成工事、インフラ工事、道路工事、緑地公園工事で、場外から入る工事車両は、1日7台程度を想定している。この7台については資材搬入車で、主に砕石や生コン等の資材を納入する車である。その他に、毎日20台程度の作業員の通勤車両を想定している。また、地区内の工事車両は、38台程度の稼働を想定している。          供用後の発生集中交通量は、本事業は土地区画整理事業のため、基本的にはない。今回の環境影響の評価の中で、将来に渡る施設の規模もある程度想定した上で、大規模開発地区関連交通計画マニュアル等を用いて、発生集中交通量を推定して検討することを予定している。</li> <li>・ 今回の事業者は、供用後の土地利用に直接関係はないが、施設の計画はある程度想定されるので、規模等は面積を基に一定の検討は行う。その内容は予測評価書案の中で示す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認事項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査と先行調査で、同じ2地点を選定しているが、その地点を選定した理由について教えてほしい。</li> <li>・ それに関連して、対象区域の周辺の道路、主に国道134号の渋滞や交通事故の件数等の状況について教えてほしい。特に渋滞の発生している注意すべき地点や事故の発生等が懸念されるような地点があるのか否かについても、この調査地点が連動している必要があると思うので、その辺を踏まえた説明をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R5⑤ 口頭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査地点の選定の理由については、実施計画書のp. 94図3. 2-3の工事用車両の主な走行経路とp. 107図3. 3-5の関連車両の主な走行経路に示すように、事業実施区域から発生する交通量は、北側交差点と南側交差点のどちらかの交差点を通過して周辺の方に拡がっていくことから、この2交差点を選定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討事項 (21-1)</li> </ul>

<p>検討事項(21-1) 事業実施区域周辺における道路状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1-2で道路状況などについて整理いただいた内容については、基本的には問題ないと思う。 国道134号の三崎口駅から引橋交差点間の人身交通事故発生数のデータについて、この区間内の様々な箇所では僅かな件数の発生であれば、大きな問題ではないと思うが、例えば特定の交差点に集中している事故であれば、全く違う。現在の事故が発生している地点を確認しながら、事故の発生の影響が懸念される地点があるのか否かを具体的に検討する必要がある。また、影響が懸念される場合は、調査予測評価に反映することを検討してほしい。</li> <li>関係部署や警察署に聞く方法がよいと思うが、交通事故のオープンデータでは事故の詳細な場所も含めて公開されているので、そのデータを使用する手段があることを参考に伝える。</li> </ul>	<p>R5⑥</p> <p>R5⑥ 口頭</p> <p>R5⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通渋滞や交通事故を踏まえた道路状況について、表や写真により説明。</li> <li>交通事故の場所や件数について、詳細なデータを示せなかったため、再度、三崎警察署にヒアリング調査する。その調査結果を参考に、予測評価をする。</li> <li>交通事故のオープンデータを確認する。</li> </ul>	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>安全（交通）の評価項目の調査を現地調査で行う際に、基本的に信号交差点の場合には、飽和交通流率の観測も調査項目として行っているため、検討をお願いします。</li> </ul> <p>検討事項(21-2) 飽和交通流率の調査について</p>	<p>R5⑤ 口頭</p> <p>R5⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地の交通交差点の調査に、指摘のあった飽和交通流率の調査も併せて検討する。</li> <li>現地調査で飽和交通流率についても観測を行うことを説明。</li> </ul>	<p>検討事項(21-2)</p> <p>確認事項</p>